

---

## はしがき

本書は、主に大学で法律を学ぶみなさんに向けた、商法総則と商行為法の教科書である。

商法は、企業関係に関する私法の基本法であり、将来、企業社会で活躍しようとするあるいは法曹を志す学生のみなさんにとって、商法は必ず学習しなければならない科目である。もっとも、商法は、規定が複雑であり、規制対象となる企業関係が学生のみなさんにはイメージしにくく、さらに商法のうち特に本書が対象とする商行為法の分野はその理解のためには民法の知識が必要になるなど、学びにくい科目という印象がもたれやすい。

「スタンダード商法」のシリーズは、このような商法の基本的な制度や考え方を読者のみなさんが無理なく修得できるようにするというコンセプトの下で編集されている。本書もこのコンセプトの下で執筆されているが、それに加えて特に本書の編集にあたって考慮した点は以下の通りである。

第1に、大学の教科書として、教師にとっても学生にとっても、使い勝手の良いものとする事である。商法総則と商行為法を初学者に講述する際には、できるだけ条文の体系に沿って、制度趣旨と条文の解釈を説明してゆくのが通常であろう。そこで、本書は、基本的に商法の条文体系に従った構成をとっている。

第2に、商法総則については、原則的に同じ定めが会社法総則にも置かれていることから、引用の際には会社法の条文も併記するとともに、会社特有の論点についても言及した。そのため、本書の商法総則に関する部分は、会社法総則の教科書としての側面を併せ持つことになる。

第3に、平成30年の商法の改正により、商行為法のうち運送法に関する規制が全面改正されたが、この分野については、いまだ多くの教科書が改正法に対応しているとはいえず、そもそも運送法そのものの概説書も少ない。そこで、本書の運送に関する記述については、本書の他の部分に比べて多くの紙面を使い、新しい運送法の概要を明らかにした。この部分は、学生諸君のみならずこれまで程度法律を学んだ方々にも有益な内容を含んでいるものと考えてい

---

る。

第4に、「スタンダード商法」の他のシリーズにもある程度共通するが、商法上の諸制度に関する読者の理解に役立つように、「論点」「コラム」および「図表」を、本文とは別の枠を設けて適切な場所に配置した。とりわけ商取引の分野では、条文の説明のみでは取引規制の実情がみえにくいことがあるので、「コラム」や「論点」をやや多めに配置して、読者のみなさんに興味をもっていただくように心がけている。

本書の執筆は、平成29年の民法（債権法）改正と平成30年の商法改正を挟んだ時期に行われた。執筆者の先生方には、執筆依頼の後、上記2つの改正に対応していただき、また最新の判例や実務の動向にもご配慮いただいた。本書を、平成最後の民法・商法の大規模改正を反映した教科書として刊行することができたのは、執筆者の並々ならぬ努力の賜物である。編者として深く謝意を申し上げたい。法律文化社の小西英央氏および梶原有美子氏には本書の完成に絶大なご援助を受けた。心より御礼申し上げます。

2018年11月

北村雅史